

ライフプラザ複合施設 エレベーター保守点検業務 委託仕様書

1. 所在地・名称

- (1) 箕面市萱野5丁目8番1号 箕面市立総合保健福祉センター
- (2) " 箕面市立介護老人保健施設

2. 対象の機器

- (1) 油圧エレベーター（2階床停止）【箕面市立総合保健福祉センター】 1台
- (2) 標準エレベーター（4階床停止）【 " 】 1台
- (3) 標準エレベーター（4階床停止）【 " 】 1台
- (4) 標準エレベーター（4階床停止）【 " 】 1台
- (5) 標準エレベーター（5階床停止）【箕面市立介護老人保健施設】 1台
- (6) 標準エレベーター（4階床停止）【 " 】 1台
- (7) 標準エレベーター（4階床停止）【 " 】 1台
- (8) 油圧エレベーター（4階床停止）【 " 】 1台

3. 実施作業内容及び特約事項

- (1) 受託者は、施設のエレベーターを常に安全かつ良好な状態に保つため、専門的に訓練された作業員及び監督技術者を派遣して保守業務にあたること。
- (2) 受託者は、対象機器の状況を考慮し、部品や装置等の中長期交換計画を作成し、委託者に提出すること。
また、同計画に基づき交換を行い、委託者に交換結果報告書を提出すること。
- (3) 受託者は、月1回以上定期的にエレベーターの点検調整及び給油等を行い、必要と認められるときは、上記に関わらず修理又は装置の取替を行うこと。
- (4) 受託者は、定期的にエレベーター全般にわたる検査を行うほか、年1回全装置の機能試験を行い、委託者へ報告すること。（箕面市が平成13年4月より特定行政庁となった為、建築基準法第12条の規定に伴う報告書の提出は省略する。）

- (5) 検査又は試験の結果、異常が認められるときは、速やかに修理又は装置の取替を行い常に適正な機能保守に努めること。
- (6) エレベーターが故障の場合は、速やかに技術者を派遣して修理すること。
- (7) 上記作業内容に定める修理又は取替に要する費用は受託者が負担する。
ただし、委託者の不注意又は不適當な使用管理その他受託者の責によらない理由によって事故又は故障が発生した場合の復旧費については、この限りでない。
- (8) エレベーターの籠の修理及び塗装工事並びに敷物取替工事、昇降路周壁工事、各階出入口ドア、三方枠及び敷居板等の修理は実施作業に含まない。
- (9) 下記部品を常備し、機械室に備え付けておくこと。
 - ア) 保守部品
 - イ) 小修理部品
 - ウ) 油脂類

4. 一般事項

- (1) 受託者は、本仕様の業務を遂行するにあたり、本市施設管理担当職員及び設備運転保守管理業務受託者の指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務に関係した報告者を作成し、設備運転保守管理業務受託者を通じ委託者へ提出すること。
- (3) 受託者は、保守点検作業中に設備の異常を認めるときは、速やかに設備運転保守管理業務受託者へ連絡を行うなど適切な措置を講じ、正常な状態に復旧するとともに、安全かつ適切な設備の保持に努めなければならない。
- (4) 受託者は、当該業務従事者が業務の遂行上、故意又は重大な過失により施設等の財産に損害を与えた場合は、その弁償の責を負うものとする。
- (5) 受託者は、業務遂行にあたり当該施設の管理上の諸規定に従うものとする。
- (6) その他必要な事項は、委託者とあらかじめ協議し、その指示を得ること。